

独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンターにおける

研究活動に係る不正行為の取扱い運営管理責任体制

独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンターでは、「独立行政法人国立病院機構呉医療センター・中国がんセンターにおける研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領」第5条により、研究活動に係る不正行為の適正な運営及び管理を行うため、運営管理責任体制を以下のとおり定める。

1 運営管理責任体制

① 最高管理責任者：谷山院長

不正行為の防止、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：森脇副院長

不正行為の防止、研究費の運営及び管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し最高管理責任者に報告する。

③ コンプライアンス推進責任者：山下臨床研究部長

不正行為の防止、研究費の運営及び管理について、コンプライアンス教育の実施、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

④ 研究倫理教育責任者：山下臨床研究部長

研究倫理の向上を目的のために広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

平成28年4月5日 制定